多治見市浸水事前防災行動計画について　～タイムライン～

多治見市企画防災課

1　タイムラインとは

・2012年アメリカで発生したハリケーン・サンディによる災害時に運用

・ニューヨーク、ニュージャージー州で人的被害を最小限に抑制

・事前予測が可能な災害が対象

・先を見越した対応

→　確認漏れ
　　関係組織間の対応のバラつき、
　　対応遅れ　　を防ぐ

2　策定経緯

多治見市タイムライン検討会

防災対応に関わる組織間における連携・事前調整の場

災害現象・リスクの共有
災害対応（いつ、誰が、何をするのか）の共通理解
災害に対する各々の役割・対応行動の確認

参加機関及びワークショップ担当グループ

多治見市	市以外の機関	ワークショップ	検討事項
企画防災課 教育総務課 子ども支援課	庄内川河川事務所 多治見砂防国道事務所 岐阜地方気象台	意思決定G	確実な行動・意志決定・情報発信を迅速に行うため、行政（災害対策本部）としてすべきこと
	岐阜地方気象台 庄内川河川事務所 岐阜県防災課	防災情報G	
道路河川課 下水道課 浄化センター	道路管理者 　多治見砂防国道事務所 　岐阜県道路維持課 　多治見土木事務所 河川管理者 　庄内川河川事務所 　岐阜県河川課	社会基盤G	浸水をできる限り軽減するため、施設管理者としてすべき行動
企画防災課 予防警防課 福祉課 南消防署	岐阜県警（警備課、交通第一課） 多治見市消防団 平和町自治区	住民避難・住民対応G	確実な避難を実施するための消防団、住民、行政がすべき行動

検討過程

第1回

- H23年台風15号による浸水に関する意見交換と課題抽出

第2回

- 過去の災害対応における問題点を抽出したが、詳細な対応を記憶している参加者が少なく、議論内容が曖昧となり、詳細な防災行動内容の整理不可
- ⇒　大まかな災害想定シナリオを設定し、現時点や将来においてどのような防災行動を取るべきかを検討することを決定

第3回

- 災害想定シナリオを参考に、第1次骨子案（171の行動項目）について検討。
- 行動項目における対応事項の過不足、行動内容・行動細目の実施時期と手順の適用性等について討議

第4回

- 「タイムラインレベルと行動開始・体制移行に必要な基準の設定」と「タイムライン素案（第2骨子案）と行動内容に対する役割分担の確認・修正」について討議

第5回

- タイムラインレベルを5段階（立ち上げ・準備・早期警戒・行動・緊急対応）に決定。
- 各レベル間のリードタイムと主な防災行動を確認。
- 各タイムラインレベルに応じた行動項目を、約220項目に分類。
- 「主体的に行動すべき人」、「支援する人」、「活用する人」を表記

多治見市タイムライン（レベルⅡ　準備）

多治見市浸水事前防災行動計画（タイムライン）　平成27年度版

【凡例】 ◎：行動実施者、○：行動支援者、△：間接的に情報を受信する方、または他の行動に活用する方

タイムラインレベル	行動項目：対応事項	行動内容	行動細目	防災支援：岐阜地方気象台	防災支援：庄内川河川事務所	指揮・調整/意思決定/情報：多治見市長	指揮・調整/意思決定/情報：多治見市企画防災課	指揮・調整/意思決定/情報：多治見市教育総務課	指揮・調整/意思決定/情報：多治見市子ども支援課	指揮・調整/意思決定/情報：岐阜県防災課	社会基盤関連：多治見市道路河川課	社会基盤関連：多治見市浄化センター（下水道課）	社会基盤関連：多治見砂防国道事務所	社会基盤関連：岐阜県多治見土木事務所道路維持課	社会基盤関連：岐阜県多治見土木事務所河川砂防課	社会基盤関連：多治見警察署交通第一課	住民避難・住民対応：多治見市予防警防課	住民避難・住民対応：多治見市福祉課	住民避難・住民対応：多治見市高齢福祉課	住民避難・住民対応：多治見市南消防署	住民避難・住民対応：多治見警察署警備課	住民避難・住民対応：多治見市消防団	住民避難・住民対応：自治会
Ⅱ 準備	多治見市　台風対応　TimeLine Level 2 「準備」																						
	移行基準：【台風】多治見市が引き続き台風の予報円内にあるかつ「岐阜県内」に24時間雨量200mm以上の降雨が予想される場合（岐阜県気象情報で確認）																						
	多治見市、庄内川河川事務所、岐阜地方気象台による情報共有（TV会議やメーリングリスト）																						
	7 気象・防災情報の入手と共有【情報入手・共有】																						
	7－1	気象状況・情報の把握	気象情報および台風情報の収集	○			◎	○	○		○	○					○	○	○	○			
	7－2		市役所職員に対する気象情報・台風情報の伝達				◎	○	○		○	○					○	○	○	○			
	7－3		意思決定のための災害対策本部への情報提供				◎					△											
	8 防災対応計画の策定と共有【意思決定】																						
	8－1	防災体制に関する意思決定	タイムラインレベル引き上げ（TL2：準備）の意思決定	○	◎		◎			○		△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	8－2	災害対策本部設置に関する意思決定	意思決定・判断資料の作成	○	○		◎			○		△											
	8－3		市長へのレク				◎					△											
	8－4		災害対策本部の設置				◎					△											
	8－5		本部員の参集				◎					△					○	○					
	8－6		本部設置の周知				◎					△					○	○		○	○		
	8－7	学校・幼稚園・保育園等における休校等の意思決定	教育委員会及びこども支援課による学校・幼稚園・保育園等における休校等の意思決定	○	○		○	◎	◎	○													
	8－8	市管理施設の営業判断（指示）	市管理施設の営業休止の判断・意思決定	○	○		○		○	○	◎							○					
	8－9	（状況に応じて）リエゾンの派遣要請					◎						○										
	9 防災体制の整備・人員確保【実行】																						
	9－1	防災対応のための指揮・調整機能の確立	本部員会議の開催				◎					△					○	○					
	9－2		消防独自による対策本部の設置														◎			○		◎	
	9－3	緊急時の防災対応のための人員確保・確認	通行止め要員の確保								◎	△	◎	◎		◎							
	9－4		水害対応時には警察が交通規制を開始し、道路管理者が引き継ぐことを警察と道路管理者で確認							○	◎	△	◎	◎		◎							
	9－5		ポンプ場操作員の確認		○							◎											
	10 関係機関等との情報伝達・情報共有【実行】																						
	10－1	行政関係機関との情報共有・伝達	市役所・消防本部・警察等関係機関との避難の方針に関する情報共有		△		◎			○	△	△	△	△		△	◎			○		○	
	10－2		市役所・消防本部・警察等関係機関との交通規制の方針に関する情報共有		◎					○	◎	△	◎	◎		◎	◎			○		○	
	10－3	学校・幼稚園・保育園等における休校等に関する連絡・調整	保育園・福祉施設・医療施設への休校等の方針に関する連絡				◎		◎									○					
	10－4		学校への連絡					◎	△														
	10－5		給食業者への連絡					◎	◎														
	10－6	市内公共工事現場に対する注意喚起・呼びかけ	台風情報への注意喚起	○	◎		○				◎	◎				◎							
	[illegible]		[illegible]		◎						◎	◎											
	11 避難所開設の事前準備【実行】																						
	11－1	避難所の開設準備	避難所への職員配置（到着次第、受け入れ準備）						○									◎					
	11－2		避難所となる施設の管理者への連絡					○	○									◎					
	11－3		希望者があれば避難所への受け入れ開始（配置職員がいなければ、施設管理者が実施）						○									◎					
	11－4		避難所配置職員がいれば、受け入れ対応（名簿作成等）						○									◎					
	11－5		避難所への職員配置の報告						○									◎			△		
	11－6		避難状況の把握・報告						○									◎			△		○
	11－7	避難所運営に関する対応準備	食料、医療、生活用品の手配・確認						○									◎					
	11－8		防災倉庫から備品等を出す						○									◎					○
	11－9	福祉避難所の準備	福祉避難所となる施設への事前連絡						△									◎					
	11－10		福祉避難所となる施設の受け入れ可能人数の確認						△									◎					
	12 市民への情報伝達【実行】																						
	12－1	通行規制状況に関する住民への周知					◎				○		○	○			△			△			△
	12－2	学校・幼稚園・保育園等における休校等に関する保護者への連絡						○	◎														
	12－3	受け入れ可能な避難所に関する住民への周知					◎											○					△
	12－4	市管理施設の営業休止に関する広報・連絡					○		○		◎							○					
	12－5	市民に対する災害への注意喚起	エリアメール・広報等の実施				◎																
	12－6		FMPiPiに災害対策本部からの放送を要請				◎																
	12－7		防災行政無線等での広報				◎																
	12－8		広報車等による巡回広報				○										○			◎		◎	
	13 災害時要配慮者に対する支援の準備																						
	13－1	内水はん濫の想定区域における災害時要配慮者に対する自主避難の呼びかけ	各町内会長への伝達・要請				◎																◎
	13－2		要配慮者への地域での伝達（避難の呼びかけ）																				◎
	13－3	避難支援の実施	避難方法（ルート・場所）の決定																				◎
	13－4		避難支援の実施														○			○	○	○	◎
	13－5		地域住民の避難実態の把握																				◎
	14 緊急時の防災対応準備【実行】																						
	14－1	市管理施設の安全確認							○		◎							○					
	14－2	救助活動に関する事前準備	装備品の確認														◎			◎	◎	◎	
	14－3		水害対応資材の確認（救命胴衣・ボート等）														◎			◎	◎	◎	
	15 対応結果・状況のフィードバック【報告】																						
	15－1	避難状況の確認					◎											◎					

避難行動に関する項目（抜粋）

Before

B5 住民避難対策の充実		
B5－1	避難対象地域・対象者数の把握	浸水想定エリアの確認・把握
B5－2		浸水想定エリアの各自治会名簿の作成（台風の前・事前）
B5－3		避難対象者の把握
B5－4	避難行動要支援者および支援者の把握	避難行動要支援者および支援者の氏名・人数の把握
B5－5		避難行動要支援者および支援者への連絡法方法の確認
B5－6		避難行動要支援者および支援者に対する浸水エリアの事前周知
B5－7		避難行動要支援者および支援者の避難先の通知（指示）
B5－8	平時からの指定緊急避難場所および指定避難場所を住民・学校・事業所等への事前周知	

レベルⅡ　準備

13 災害時要配慮者に対する支援の準備		
13－1	内水はん濫の想定区域における災害時要配慮者に対する自主避難の呼びかけ	各町内会長への伝達・要請
13－2		要配慮者への地域での伝達（避難の呼びかけ）
13－3	避難支援の実施	避難方法（ルート・場所）の決定
13－4		避難支援の実施
13－5		地域住民の避難実態の把握

レベルⅢ　早期警戒

20 住民避難支援の実施【実行】		
20－1	避難に関する情報提供・情報発信	避難先の周知
20－2		ラジオ広報・防災行政無線・パトロール車での呼びかけ（情報発信）
20－3	避難誘導・避難支援の実施	避難先への誘導（搬送）
20－4	避難状況の確認	残留者の確認
20－5		住民の避難完了の確認（巡回など）
20－6		現地広報・パトロール（住民避難完了後）

3　これからの運用について

- 完成版ではない　→　検証と修正
- 机上訓練や出水期や台風の実災害対応における活用と検証
- 必要により修正してブラッシュアップを図る